

認証アーキビスト審査細則

令和2年6月3日

国立公文書館長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、認証アーキビスト審査規則(令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。)に基づき、詳細な事項を定めるものとする。

(知識・技能等)

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行後に実施された次の各号に掲げる大学院修士課程の別表1に定める科目とする。

- (1) 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻
- (2) 大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース
- (3) 島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム
- (4) 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム
- (5) 東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース
- (6) 中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラム
- (7) 筑波大学大学院人間総合科学学術院情報学学位プログラム及び人文社会ビジネス科学学術院人文学学位プログラム
- (8) その他大学院修士課程でアーキビスト認証委員会(以下「委員会」という。)が認めた課程

2 審査規則第3条第1号の「関係機関の研修」とは、公文書管理法の施行後に実施された次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びアーカイブズ研修Ⅲ
- (2) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ(長期コース)
- (3) その他関係機関の行う研修で委員会が認めた研修
(実務経験年数)

第3条 審査規則第3条第1号ロに定める実務経験3年(36月)の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 1月の勤務日数が13日以上の方は、その月を1月として換算する。
- (2) 1月の勤務日数が12日以下の方は、各当該月の勤務日数を合算し、13日を1月分として換算する。
- (3) 認証の申請書類提出期限の日までの勤務日数を含むことができる。
- (4) 一日当たりの勤務時間数にかかわらず勤務日数により算定する。
- (5) 複数機関での実務経験を合算するものとする。

(6) 育児及び介護等による休業、並びに心身の故障のため長期の休養を要したこと等により、現に実務を行なっていない期間は除くものとする。

2 審査規則第3条第2号に定める実務経験の算定については、前項を準用する。この場合において、前項中「3年(36月)」とあるのは、「5年(60月)」と読み替えるものとする。

(調査研究能力)

第4条 審査規則第3条第1号ハ及び第2号の「アーカイブズに係る調査研究実績」とは、アーキビストの職務基準書(平成30年12月独立行政法人国立公文書館)で示された職務(公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及)やその職務を遂行する上で必要となる知識・技能等に関する調査研究実績とする。

2 審査規則第3条第1号ハ及び第2号の「修士課程相当を修了」とは、情報収集や専門的な調査研究を実施する基本的な能力を有することとする。

3 審査規則第3条第1号ハ及び第2号ロの「紀要の論文等」とは、前項の「修士課程相当を修了」と同程度の能力を有することを確認するため、次の各号に掲げるものとする。ただし、書籍等の翻訳物、書評、調査報告、資料紹介、業務報告書等は除く。

(1) 学術雑誌に掲載された論文又は研究ノート

(2) 各機関が発行する紀要等に掲載された論文又は研究ノート

(3) その他委員会が認めた著作物

(知識・技能等に係る提出書類)

第5条 審査規則第3条第1号の認証要件に該当するとして申請する者は、知識・技能等について、審査規則第5条第1項第2号又は第3号の書類を一つ以上提出するものとする。

(実務経験説明書)

第6条 審査規則第5条第1項第4号の実務経験説明書に記載した事項については、所属長等からの確認を得ることとする。

2 複数機関での実務経験を合算して3年以上(ただし、審査規則第3条第2号に該当する者にあつては5年以上)となる場合は、各該当機関の所属長等からの確認を得ることとする。

(調査研究実績)

第7条 審査規則第5条第1項第6号の調査研究実績の執筆分量は、4,000字を目安とする。ただし、一体的かつ連続した成果物の場合は文字数を合算できることとする。

2 審査規則第5条第1項第6号の調査研究実績が、共同又は無記名の執筆の場合は、執筆担当部分、中心的な役割又は高い貢献度を果たした内容等について他の共同執筆者又は発行機関の責任者から確認を得た書類を添付することとする。

3 審査規則第5条第5項第2号の調査研究実績の「公表」とは、申請者本人又は申請者が所属する機関等以外の第三者が出版物、ホームページ等で確認できるものとする。

(認証アーキビスト名簿)

第8条 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「認証番号」は、「JCA○○○○（西暦）○○○（通し番号）」とする。

2 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「氏名」、「所属名」及び「現住所（都道府県名）」は、登録料納付時のものとする。

3 審査規則第8条第3項及び第13条第3項の「所属名」及び「現住所」は、本人の同意を得て、公表するものとする。

4 本人の申出があった場合又は国立公文書館が確認した場合は、審査規則第8条第3項の認証アーキビスト名簿を修正するものとする。

（認証更新の申請要件の取扱い）

第9条 認証の有効期間が満了する日より後に認証更新を申請する者の更新点数累積期間は、当該申請の年の12月末日を末期とした期間とする。

（その他）

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の審査等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、令和2年6月3日から施行する。

附 則（令和3年6月4日館長決定）

この細則は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年6月3日館長決定）

この細則は、令和4年6月3日から施行する。

附 則（令和5年6月6日館長決定）

この細則は、令和5年6月6日から施行する。

別表1 大学院修士課程の科目

大学院名	科目名
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻	・アーカイブズ学概論Ⅰ ・アーカイブズ学概論Ⅱ ・アーカイブズ管理演習 ・デジタルアーカイブズ演習 ・アーカイブズ学演習

	<p>令和3年3月以前については下記の科目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学理論研究 I ・アーカイブズ・マネジメント論研究 I ・アーカイブズ・マネジメント論演習 I ・アーカイブズ・マネジメント論演習 II ・アーカイブズ学演習
大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学講義 ・アーカイブズ学演習 ・アーカイブズ・マネジメント論講義 ・情報管理法 ・法政情報処理 ・著作権法
島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・情報法制論 ・アーカイブズ管理論特殊講義 I ・アーカイブズ学理論特殊講義 I ・アーカイブズ学特殊講義 ・アーカイブズ学特別演習 A ・資料保存論
昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化研究 I H (アーカイブズ理論) ・歴史文化研究 I F (アーカイブズ史料論) ・歴史文化研究 I I (アーカイブズ情報論) ・歴史文化研究 I J (アーカイブズ実習) ・歴史文化演習 I E (アーカイブズ演習) ・歴史文化研究 I G (西洋史研究)
東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学特論 ・アーカイブズ学研究演習 ・史料管理学 I ・記録遺産保全学特論 ・デジタルアーカイブ特論 ・情報関係法令論

<p>中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ（アーキビスト実務研修） ・ アーカイブズ法制論 ・ 地域アーカイブズ論 ・ 図書館情報学特講 A ・ 図書館情報学特講 B ・ アーカイブズ学研究 A ・ アーカイブズ学研究 B ・ 記録管理学特講 A ・ 記録管理学特講 B
<p>筑波大学大学院人間総合科学学術院情報学学位プログラム及び人文社会ビジネス科学学術院人文学学位プログラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーカイブズ ・ 博物館情報メディア ・ 知的財産と情報の安全 ・ デジタルヒューマニティーズ ・ 情報組織化 ・ 記録情報管理 ・ 日本史特講ⅢA ・ 日本史特講ⅢB ・ 日本史特講ⅤA ・ 日本史特講ⅤB
<p>その他大学院修士課程で委員会が認めた課程</p>	<p>委員会が認めた科目</p>